

# 有料職業紹介事業を行う事業所の新設を行う場合 の必要書類等（個人）

有料職業紹介を行う事業所の新設する場合にあつては、事業を開始するに先立って、管轄労働局に事業計画の概要説明を行ったうえで、事業所を新設した日の翌日から起算して10日以内に、原則として事業主管轄労働局に下記①～⑯の書類等を提出してください。なお新設する事業所においても、有料職業紹介事業の「許可基準」の所定の要件を満たす必要があります。

## ①有料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）【正本1部・コピー2部】

## ②有料職業紹介事業計画書（様式第2号）【正本1部・コピー2部】

## ③届出制手数料届出書（様式第3号）および手数料表【正本1部・コピー2部】

- 手数料を「上限制手数料」（職業安定法第32条の3第1項第1号）とする場合は提出不要です。
- 手数料表については様式例がありますので、参考にしてください。

## ④有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）【正本1部・コピー2部】

- 新設する事業所において、「取扱職種」や「取扱地域」等を限定する場合に必要となります。
- 「国外にわたる職業紹介」を行う場合は、下記⑪の書類に併せて提出してください。

## ⑤職業紹介責任者の住民票【正本1部・コピー1部】

- 本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載が無いものに限りです。
- 外国籍の方は国籍および在留資格（特別永住者の方は国籍および特別永住者であること）が記載されたものが必要です。
- 届出日より3か月前までに証明されたものを提出してください。

## ⑥職業紹介責任者の履歴書【正本1部・コピー1部】

- 氏名・住所（居所）・生年月日のほか、最終学歴から現在までの職歴、役員への就任解任状況、賞罰の有無を記載してください。写真の貼付は不要です。
- 職歴に空白期間がある場合、その期間についての説明を記載（求職活動、開業準備等）してください。

## ⑦職業紹介責任者講習受講証明書【コピー2部】

- 選任した職業紹介責任者の、「職業紹介責任者講習受講証明書」の写しを添付してください。
- 受講（修了）日が、届出の受理日前5年以内のものに限ります。

## ⑧事業所の使用権を証する書類【正本1部・コピー1部（賃貸借契約書はコピー2部）】

- 不動産の登記事項証明書、賃貸借（使用貸借）契約書により確認します（建物のみ）。
- 転貸借の場合は所有者の転貸借にかかる同意書および原契約書の写しも併せて提出してください。
- 職業紹介事業の事業所として、使用が可能なもの（使用目的・契約期間）に限ります。
- 参考資料として、事業所のレイアウト図（簡易なもので可）も併せて添付してください。

## ⑨個人情報適正管理規程【コピー2部】

- 必要な項目が具備されている必要があります（様式例あり）。

## ⑩業務の運営に関する規程 【コピー 2 部】

□ 必要な項目が具備されている必要があります（令和 4 年職業安定法改正内容を反映したモデル例あり）。

## ⑪国外にわたる職業紹介を行うにあたっては、下記関係書類（日本語訳含む）

【コピー 2 部（「通達様式第 10 号」は正本 1 部・コピー 1 部）】

- 相手先国の関係法令
- 相手先国において、事業者が職業紹介にかかる活動が認められていることを証する書類
- 取次機関を利用する場合は、
  - ◇ 取次機関が相手先国で職業紹介にかかる活動を認められていることを証する書類（許可証等）
  - ◇ 取次機関および事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類
  - ◇ 取次機関に関する申告書（通達様式第 10 号）

**許可条件通知書に記載された資産要件（事業所数の上限）を超えて事業所を新設する場合は、下記書類等についても提出が必要です。**

## ⑫所得税の確定申告書 【コピー 2 部】

- 最近（直近）の納税期のものに限ります。
- 納税地の所轄税務署の受付印があるものを提出してください。電子申告の場合は、納税地の所轄税務署に受け付けられた旨が確認できるもの（e-tax からの「受信通知」を印刷したもの）の添付が必要です。

## ⑬納税証明書「その 2」（所得金額の証明書） 【正本 1 部・コピー 1 部】

- 最近（直近）の納税期のものに限ります。

## ⑭貸借対照表および損益計算書（所得税青色申告決算書） 【コピー 2 部】

- 最近（直近）の納税期のもので、納税地の所轄税務署の提出したものに限りします。
- 白色申告または簡易簿記による青色申告の場合は不要です。

## ⑮預貯金残高証明書 【正本 1 部・コピー 1 部】

- 納税期末日のものを出してください。
  - 白色申告または□ 白色申告または簡易簿記の青色申告の場合は、上記に加えて、金融機関の貸付金残高証明書、所有不動産の登記事項証明書、固定資産税評価額証明書等が必要になる場合があります。
- 簡易簿記の青色申告の場合は、上記に加えて、金融機関の貸付金残高証明書、所有不動産の登記事項証明書、固定資産税評価額証明書等が必要になる場合があります。

## ⑯その他

- ①～⑮以外について、必要に応じて補足資料の提出が必要となる場合があります。
- ②～⑪については、新設する事業所ごとに必要となります。
- 手数料（収入印紙）は必要ありません。

**問い合わせ先：兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 TEL:078-367-0831**